

## 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
加古川市

2 構造改革特別区域の名称  
播磨社会復帰促進センター等 P F I 特区

3 構造改革特別区域の範囲  
兵庫県加古川市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、兵庫県南部に位置し、市域の中央を流れる一級河川「加古川」を中心に広がる肥沃な沖積平野と広大な印南野台地とともに、温暖な気候に恵まれて古くから山陽道の宿場町として栄え、今日、東播磨の中心地として発達してきた都市である。

昭和 25 年に市制が施行し、昭和 40 年代に製鉄産業の立地もあり、面積 138.51k㎡、人口 267,100 人(平成 17 年国勢調査)の都市に成長した。

本市では、将来の都市像を「ひと・まち・自然がきらめく清流文化都市 加古川」と掲げ、「一人ひとりを大切にすまちなち」、「協働によりつくるまちなち」、「自然と共生するまちなち」という 3 つの基本理念に基づき、「安全で機能的なまちなち」、「安心して健やかに暮らせるまちなち」、「豊かな心をはぐくむまちなち」、「にぎわいと活力のあるまちなち」、「人と環境にやさしいまちなち」という 5 つの基本目標を達成すべくまちづくりに取り組んでいる。

地域経済は、昭和 39 年、工業整備特別地域の指定を契機として臨海部に工場立地が進み、鉄鋼業、一般機械器具製造業を中心に発展を遂げてきた。しかし、バブル崩壊後の不況の中、金融不況、アジア不況、更には自動車メーカーによる大幅な値下げ要求などによって熾烈な価格競争に突入した結果、鉄鋼業の業績は大幅に悪化し、それに伴い、地域経済も厳しい状況となった。今日、本市の製造品出荷額等は、鉄鋼業の景気回復によって増加に転じているが、製造業のグローバル化に伴う、世界的な生産・需要バランスの変化によって、本市の地域経済は、大きく影響を受ける状況にある。

また、本市では、昭和 60 年以降、大型小売店舗の立地が進み、小売業の集積によって東播磨地域の商業核を形成するに至ったが、平成 12 年に「加古川そごう」の撤退以降、小売業の年間商販売額は減少を続けている。

このような商工業の状況の下、地域経済の再生を図るため、JR加古川駅の高架事業や東加古川駅の橋上化事業を中心に、駅周辺の拠点性の向上や機能の更新を図るため土地区画整理事業や民間開発事業を実施するとともに、市域内・外への交通利便性の向上を図るため、東播磨南北道路や加古川新橋梁などの道路網の整備に併せてバス交通の充実も図り、商工業者の持続的な経営が可能な環境の整備を進めている。

本市では今後、製造業の生産拠点の立地に対する支援や、中小の製造業の技術開発・経営革新等への支援を進めるとともに、既存事業者に対し、新規分野へ事業拡大・転換できるよう支援を図り、東播磨地域の中核都市にふさわしい商業・業務機能の集積を進め、製造業を補完しうる経済基盤を確保していくことが必要となっている。

このような中、法務省において、過剰収容対策、規制改革及び政府の方針である総人件費改革等の観点から、加古川市内で整備中の刑務所である播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所について、構造改革特別区域制度を活用したPFI手法による運営事業を行うことの検討がなされ、昨年8月、本市は、法務省から同事業の実施について相談を受けた。

本市としては、同事業の実施により地域雇用の増加や地域経済の活性化が見込まれるなど、上記基本目標にも合致するものと考え、法務省に対し協力をすることとし、地域住民及び関係機関等の連携・協力に向け、法務省とともに総合調整を行っている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

特区制度の活用により、国の刑務所における収容及び処遇に関する事務の民間事業者への委託が可能となり、民間事業者による刑務所内で必要なサービスの提供などを通じて、地域雇用の拡大や地域経済の活性化が期待されるなど、本市の「にぎわいと活力のあるまち」という基本目標に合致するものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 地域の雇用の促進による人口増加、地域活性化

刑務所における民間事業者による刑務所の事務及びその関連するサービスの提供を通じて、加古川市を中心とした区域内の雇用機会の拡大を促進することで、地域の生産人口の増加、ひいては定住人口の拡大を図るとともに、「にぎわいと活力のあるまち」を目指す。

### (2) 地域経済の活性化

刑務所における受刑者の食糧費や日常生活用品等の地元からの納入のみならず、上記(1)の雇用の拡大により雇用された者も含め、刑務所に勤

務する職員及びその家族が定住することで消費が拡大し、地元商工業者や農業生産者への新たなビジネス機会の創出などによる地域経済の活性化を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 雇用創出効果

刑務所事務の民間事業者への委託により、収容定員1,000人規模の新設刑務所である播磨社会復帰促進センターの運営では、約70人分、同規模の既存刑務所である加古川刑務所の運営では、約30人分に相当する業務が委託されることになるほか、受刑者の作業や教育、職員食堂の運営等の様々な分野で構造改革特別区域周辺の人材活用が期待でき、地域労働市場から相応の雇用が見込まれる。

### (2) 施設内の生活物資消費等による経済効果

収容定員1,000人規模の刑務所である播磨社会復帰促進センター内で消費される食糧、日用生活用品等が地元商工業者等から納入されることによる消費効果が年間約1億5千万円程度見込まれることや、同センターに勤務する職員及びその家族が居住する(約400人)ことによる消費拡大効果も年間約5億3千万円程度見込まれることから、地元への経済効果が期待できる。

### (3) 地方税等の増加

事業の受託企業が地元事業所を有することにより、法人事業税や法人市民税等の増収が見込まれるほか、刑務所に勤務する職員とその家族が定住することにより、市民税等の増収が見込まれる。

## 8 特定事業の名称

510 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

事業の運営を円滑に推進するため、また、地域雇用・地域経済の活性化の観点から、加古川市において、法務省と協力して、関係機関等との連絡・調整、地域住民への広報等を行うこととしている。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

#### (1) 番号

510

#### (2) 特定事業の名称

特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

PFI事業者（掲載日が平成18年10月23日（号外政府調達第198号）の法務省に係る「入札公告」第128号による入札手続の落札者（平成19年4月決定見込み）によって設立された特別目的会社をいう。以下同じ。）

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定の日から

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

PFI事業者

#### (2) 事業が行われる区域

兵庫県加古川市の全域

#### (3) 事業の開始時期

構造改革特区計画認定の日からただちに

#### (4) 事業により実現される行為

刑務所の事務のうち、これまで民間委託が可能であったのは清掃や一部運転事務のみであったが、施設警備、職業訓練及び領置物の保管など構造改革特別区域法（平成14年法律189号）第11条第1項各号に掲げる事務について、一定の要件をみたす民間事業者に委託することが可能となり、民間事業者の能力を活用した効率的な刑務所運営が行われる。

#### (委託事務の範囲)

収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施

受刑者の分類のための調査の実施

被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）

被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施（ に掲げるものを除く。）

被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施

被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助

被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助

（信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報 の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。）

被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施

被収容者の領置物（金銭を除く。）の保管

その他 から に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

## 5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 委託事務従事者又は委託事務の従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁ずることを、構造改革特別区域法における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例に規定しており、地元との共生を目指す刑務所の運営が適正に行われるよう、当該守秘義務について、委託者である国は、受託した P F I 事業者に対し徹底を図ること。
- (2) 委託事務従事者は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなすことを構造改革特別区域法における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例に規定しており、地元との共生をめざす刑務所の運営が適正に行われるよう、当該みなし公務員規定について、委託者である国は、受託した P F I 事業者に対し徹底を図ること。
- (3) 当該事業実施にあたっては、法務省、加古川市、警察署、P F I 事業者との連携のもと、通年で播磨社会復帰促進センターを警察官立寄所に指定することを検討するなど、地域の公共安全を確保することとする。
- (4) これまで、法務省、加古川市は、周辺住民等の理解と協力を得られるよう、必要な協議を実施してきたところであり、今後も当該事業実施にあたり、法務省、加古川市、P F I 事業者等との連携のもと、地域住民との協力関係を築いていくこととする。